

# 悪質商法の誘いは SNSや無料通話アプリからも



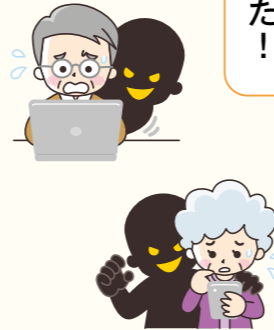
- ポイント1** アカウント名(SNS上の名前)が個人名のように見えますが、実は一企業からの宣伝です。
- ポイント2** 「無料」や「タダ」という言葉が出てきたら注意。
- ポイント3** 「期間限定」とあると「早く申し込まなくちゃ」と思ってしまうのが人間の性。これも注意です。



- ポイント4** 内緒話のように「こっそり」と記すことで、「特定の人にだけ得る話を教える」という雰囲気を演出します。
- ポイント5** 「だからこそ、今」も、先ほどの「期間限定」と同じ。申込みを急がせようとする文言です。
- ポイント6** 経験の有無や条件を問うことなく、「楽しんで稼げる仕事」は要注意。

## 消費生活センターの消費生活相談員 草留かおるさんにお聞きしました！

「詐欺といえるものから、法は犯していないが違法なストレスの悪質なもので消費生活トラブルには、いろいろなタイプがあるんですね。SNSや無料通話アプリを使ったものまであるとは知りませんでした。」



60〜70代ですね。新聞の折り込み広告やテレビCMで1回だけと思って買ったものが、実際は「定期購入」の契約だったなどの相談があります。家庭を訪問し、必要かどうかもわからない家の修理を勧めるなど、昔からある悪質商法も後を絶ちません。

最近では新型コロナウイルスに便乗したようなものもありますが、基本的には昔から手法は変わらず、人の悩みや困りごとにつけ込んだものが多いです。「今だけ〇%オフ」「お試し価格」などという言葉で即座に契約することを後押しするので、「本当に必要なものか?」「なぜ私はこれを買おうとしたのか?」と申し込みをする前にぜひ自問自答してください。一度深呼吸することも有効です。

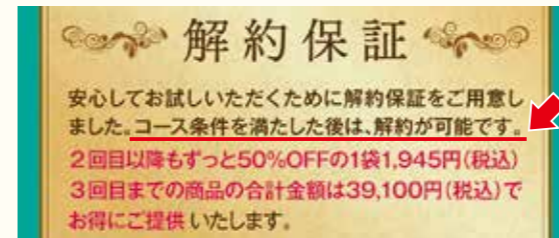
小学生や中学生もスマホを使う時代なので、トラブル自体は間違いなく低年齢化しています。若い人は誰にも相談せずにネットで解決法を検索している場合も多いのですが、これも注意が必要です。例えば定期購入のトラブルの場合、「契約解除するには品物の受け取りを拒否すればいい」というような間違った情報をうのみにして、どんどん支払額がかさんでいくケースもあります。



※実際の相談時はマスクを着用しています。

「トラブルに遭わないために、どうしたらいいか教えてください。」  
 トラブルに遭うことは恥ずかしいことではありません。相手はプロなので一枚も二枚も上手です。「もしかしたら……」と思ったら、身近な人や消費生活センターなど誰かに話してみることです。実は私も訪問販売で高額な掃除機を分割払いで購入する契約をしたことがありました。すぐに怖くなって家族に相談し、夫が電話で契約解除を申し入れ、事なきを得ました。契約の問題は難しいので、私たちが話を聞いた後、弁護士による月2回の無料相談(1人30分)につきなぐ場合もあります。まずは消費者ホットライン(188)に気軽に相談ください。

- ココをよく読んで!**
- 「200円」という手頃な価格だけを見て申し込まないで!**



### さらにココを読む!

- 未成年の方は事前に法定代理人の同意を得たうえでご注文ください。
- 本コースは、初回1袋200円(税込)、2回目以降は1袋あたり1,945円(税込)となります。
- 本コースは、初回1袋分と2回目・3回目の計4か月分を購入していただくことが条件です。
- **3回目までの商品の合計金額は39,100円(税込)です。契約は解約されない限り自動更新されます。**
- 本コースは、対象商品を初回発送時に1袋(6日分)を発送し、初回発送日の6日後に2回目として2か月分合計10袋(1袋あたり6日分)を一括して発送します。2回目の発送後、3回目は30日後、4回目以降は60日ごとに自動で対象商品2か月分をお届けします。
- 4回目以降の解約のお申し込みは、次回の商品発送予定日の7日前までにお電話にてご連絡ください。

初回は1袋200円ですが、3回目の配送分までの合計額は39,100円に。コース条件を満たさない限り解約できないこととなり、200円だったはずが、こんなに高額に……というからくりです。「契約は解約されない限り自動更新されます」とも記載されており、解約を申し出ない限り、払い続けなくてはならないのです。そして、解約したいと業者に電話をかけても電話が繋がらないというケースもあります。



## 質の高い教育をみんなに 悪質業者はNO “消費”について学ぼう

人が生活するうえで商品やサービスを購入し、消費することは日常の出来事ですが、そこにある落とし穴や「契約」という法律行為については教わる機会が少ないのが現実です。インターネットやスマホの普及で消費生活のトラブルも低年齢化が進んでいます。ぜひ消費生活センターの「出前講座」を活用し、賢い消費者になりましょう。

### 安心、安全な消費生活を送れる社会を!

消費生活センターでは悪質商法などの相談や出前講座などによる啓発を行っています。市民の皆さんの安心、安全な生活を確保するため、これからも消費生活相談や啓発の充実、自立した消費者の育成などに継続的に取り組んでいきます。



持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals = SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。宮崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています